



2023年4月6日

各 位

会社名 株式会社セブン銀行
代表者名 代表取締役社長 松橋 正明
(コード番号:8410 東証プライム)
問合せ先 執行役員企画部長 清水 健
(TEL:03-3211-3041)

株式会社セブン・カードサービスの株式取得及びそれに伴う子会社異動のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社セブン・フィナンシャルサービス(以下、「7FI」といいます。)が所有する株式会社セブン・カードサービス(以下、「7CE」といいます。)の発行済株式870,000株(7CEの発行済株式総数の98.9%。小数点以下第二位を四捨五入しており、以下同様といたします。以下、「本件株式」といいます。)を取得し7CEを連結子会社とすること(以下、「本件株式取得」といいます。)を決議し、本日付で、7FIとの間で株式譲渡契約(以下、「本件契約」といいます。)を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件株式取得の目的

当社と7CEは、セブン&アイグループの各店舗に来店されるお客様に、利便性の高い金融サービスを提供することを目的に、いずれも2001年に設立されました。設立以来約20年にわたり、両社とも、その目的達成に向けてサービスの拡充に努め、当社は主にATM事業と口座事業で、また7CEはクレジットカード事業と電子マネー事業(nanaco)にて、多くのお客様にご利用いただけるようになりました。

一方で、足元では、テクノロジーの進化とともに数多くのフィンテック企業が登場し、金融サービスのアンバンドリング化・多様化が進んでいるほか、世界的に金融政策に変化の兆しがうかがえる等、外部環境は大きく変化しており、それに対する迅速な対応が求められております。

こうした中、「7iD」というグループ共通の会員基盤が相応の規模に拡大し、金融事業との連携も視野に入ってきたことも踏まえ、今般、バンキング事業に加えてノンバンク事業を当社が一体運営し、シナジーを追求することにより、お客様のニーズに合わせたサービスや金融体験を一体感・一貫性をもって提供していくことを目的に、本件株式取得を実施することといたしました。

本件株式取得の実施により、個人のお客様が求める複数の決済手段、運用・調達手段を、一体化さ

れた推進体制の下にラインアップできることとなり、お客様の多様なニーズに対して、より簡単でシームレスに、かつスピーディーに対応することができるようになります。今後は、両社がこれまで培ってきたノウハウ・専門性等を統合、拡充させつつ、各種金融サービスをお客様視点で再整理し、さらに「7iD」で得られた知見等も活かしながら流通小売グループらしい金融サービスの開発やユニークな体験を提供してまいります。

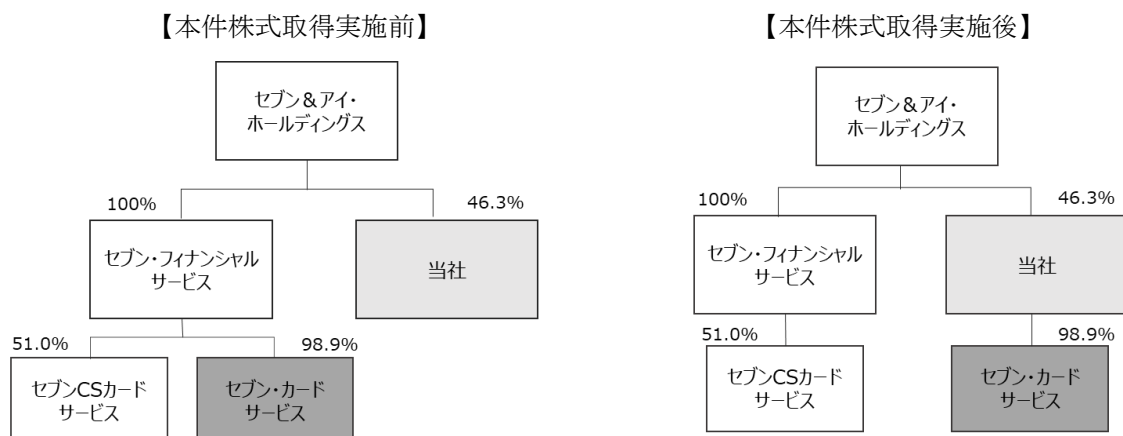
当社及び7CEは、内外環境の変化を的確に捉えつつ、お客様のご期待にしっかりとお応えし続けることで、更なる企業価値・株主価値の向上をめざしてまいります。

なお、本件株式取得の実施に伴う今後の戦略も踏まえた当社の中期経営計画の見直しは、5月12日に、当社決算発表と併せて公表することを予定しております。

2. 本件株式取得の概要

7FIが所有する7CEの株式の全て(7CEの発行済株式総数の98.9%)を当社が取得します。

<本件株式取得の概要図>



3. 異動する子会社の概要

(1) 名 称	株式会社セブン・カードサービス	
(2) 所 在 地	東京都千代田区二番町4番地5	
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 水落 辰也	
(4) 事 業 内 容	クレジットカード事業、電子マネー事業	
(5) 資 本 金	7,500 百万円(2023年2月28日時点)	
(6) 設 立 年 月 日	2001年10月31日	
(7) 大 株 主 と 持 株 比 率	株式会社セブン・フィナンシャルサービス	98.9%
(8) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。 但し、当社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングス(以下、「7HD」といいます。)の子会社である7FI

		が、本日現在、7CEの株式870,000株(所有割合:98.9%)を所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。 但し、当社の取締役1名が7HDの代表取締役副社長を兼務しております。また、当社の執行役員1名が7FIの取締役を兼務しております。
	取引関係	当社は、7CEとの間で同社の電子マネーサービス等の提供に関して、ATM提携関係があり、また、預金取引関係があります。
	関連当事者への該当状況	当社及び7CEはいずれも7HDの子会社であり、関連当事者に該当します。

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
純資産	49,599	52,232	52,716
総資産	203,096	202,425	251,940
1株当たり純資産(円)	56,362.54	59,355.66	59,905.42
営業収益	45,912	43,176	34,514
営業利益	5,847	2,593	2,614
経常利益	7,202	3,944	3,466
親会社株主に帰属する当期純利益	4,860	2,633	2,204
1株当たり当期純利益(円)	5,523.44	2,993.11	2,505.02
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(注1) 2023年4月6日現在。但し、特記しているものを除きます。

(注2) 単位は百万円。但し、特記しているものを除きます。

(注3) 2023年2月期の経営成績及び財政状態に記載の数値は、監査法人による監査を受けたものではありません。

4. 日程

(1) 当社取締役会決議日	2023年4月6日
(2) 本件契約締結日	2023年4月6日
(3) 本件株式取得実行日	2023年7月1日(予定)

5. 今後の見通し

本件株式取得により7CEは当社の連結子会社となる予定です。当社連結業績への影響について

ては、現在精査中です。

今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

6. 取得の相手先の概要

(1) 名 称	株式会社セブン・フィナンシャルサービス	
(2) 所 在 地	東京都千代田区二番町4番地5	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 水落 辰也	
(4) 事業内容	金融持株事業、リース事業、損害保険代理店業、生命保険代理店業	
(5) 資本金	75百万円(2023年2月28日時点)	
(6) 設立年月日	1975年12月23日	
(7) 2023年2月期末における純資産	67,816百万円	
(8) 2023年2月期末における総資産	205,523百万円	
(9) 大株主と持株比率	株式会社セブン&アイ・ホールディングス	100%
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。 但し、当社の親会社である7HDが7FIの株式100%を所有しております。
	人的関係	当社の執行役員1名が7FIの取締役を兼務しております。 なお、当社の取締役1名が7HDの代表取締役副社長を兼務しております。
	取引関係	当社は、7FIとの間で預金取引関係があります。
	関連当事者への該当状況	当社及び7FIはいずれも7HDの子会社であり、関連当事者に該当します。

(注1) 2023年4月6日現在。但し、特記しているものを除きます。

(注2) 2023年2月期末における純資産及び総資産の数値は、監査法人による監査を受けたものではありません。

7. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数:0個)(議決権所有割合:0.0%)
(2) 取得株式数	870,000株 (議決権の数:870,000個)

(3) 取得価額	約 320 億円
(4) 異動後の所有株式数	870,000 株 (議決権の数:870,000 個) (議決権所有割合:98.9%)

8. 支配株主との取引に関する事項

(1) 「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」との適合状況

本件株式取得の相手先である 7FI は、当社と同一の親会社(7HD)をもつ会社であり、本件株式取得は、支配株主との取引等に該当いたします。当社は、2022 年 11 月 28 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書内における「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」で、「親会社との取引等を行う際には、利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定として定められた銀行法上のアームズ・レングス・ルールを遵守しており、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとします。」と記載しております。

本件株式取得については、少数株主の利益を不当に害することがないよう下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」記載の措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本件株式取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本件株式取得における取得価額の公正性・妥当性を確保するため、取得価額の決定に際し、当社並びに 7HD 及び 7FI から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券株式会社(以下、「野村証券」といいます。)に対し本件株式の価値算定を依頼し、2023 年4月5日付で株式価値算定書を取得しております。本件株式の取得価額は、7HD 及び 7FI との間で協議・交渉の上、かかる算定書において算定された株式価値の範囲内で合意されたものであり、当社は、かかる取得価額は少数株主にとって不利益となるものではないと判断しております。

② 当社における独立した特別委員会の設置

当社は、本件株式取得の是非や取引条件の当否に係る検討及び判断に際し、その公正性を担保することを目的として、当社の独立社外取締役である伊丹俊彦氏、黒田由貴子氏及び高藤悦弘氏から構成される当社特別委員会に対して、(a)本件株式取得の目的の合理性、(b)本件株式取得に係る対価その他の取引条件の妥当性、(c)本件株式取得に係る手続の公正性、(d)当社取締役会による本件株式取得についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでない認められる

か否か、について諮問いたしました。

特別委員会は、2023年2月3日から2023年4月5日まで合計7回開催され、当社及び当社のアドバイザーから特別委員会に提供された資料及び情報等に基づき、上記(a)乃至(d)の事項を中心に総合的な検討を慎重に行いました。特別委員会は、かかる検討を前提として、2023年4月5日に、当社取締役会に対して、以下のとおり、(a)本件株式取得の目的の合理性、(b)本件株式取得の対価その他の取引条件の妥当性、(c)本件株式取得の手續の公正性はいずれも認められ、(d)当社取締役会による本件株式取得についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の答申書を提出しております。

(i)上記(a)に関しては、「7iD」というグループ共通の会員基盤と金融事業との連携を視野に入れつつ、バンキング事業に加えてノンバンク事業を当社が一体運営することにより、個人のお客様の多様なニーズに対して、より簡単でシームレスに、かつスピーディーに対応することを可能とするほか、ノウハウ・専門性等の統合・拡充、「7iD」で得られた知見等も活かした流通小売グループらしい金融サービスの開発等によるシナジーを追求し、更なる企業価値・株主価値の向上をめざすという本件株式取得の目的に関する当社の説明及び検討結果には特別委員会としても特に違和感はなく、本件株式取得は当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと認められることから、上記目的には、合理性が認められる。なお、7CEの取締役及び監査役全員が7FIを含む7HDグループ各社において役員その他の重要な地位を兼任・兼職しているが、当社と一体感を持った事業推進の観点から、7CEの役員体制については、速やかに見直しを検討する必要がある。

(ii)上記(b)に関しては、独立した第三者算定機関である野村証券による本件株式に係る株式価値の算定の前提となる7CEの事業計画の作成手續及び内容その他当該算定の過程について特に不合理な点は認められないこと、野村証券が採用した算定手法の選択理由、算定内容及びその重要な前提条件に関する野村証券の説明には特に不合理な点は認められないこと並びに本件株式取得に係る対価が野村証券による本件株式に係る株式価値の算定結果の範囲内であること等を踏まえると、本件株式取得に係る対価は妥当であると考えられ、また、独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所による説明も踏まえ、本件契約の内容を検討したところ、対価以外の取引条件についても、特に不合理な点は認められないこと等から、本件株式取得の対価その他の取引条件には、妥当性が認められる。

(iii)上記(c)に関しては、公正性担保措置として、当社の独立社外取締役である伊丹俊彦氏、黒田由貴子氏及び高藤悦弘氏から構成される独立した特別委員会の設置、当社並びに7HD及び7FIから独立したフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である野村証券からの助言及び株式価値算定書の取得、当社並びに7HD及び7FIから独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言の取得、利害関係を有する取締役及び監査役が本件株式取得に係る検討・交渉に参加しないことによる独立した検討・交渉体制の構築といった措置が講じられるとともに、適切な情報開示が予定されていること、その他、本件株式取得に係る協議、検討及び交渉の過程において当社が7HD及び7FIより不当な影響を受けたことを推認させる事実など公正性を疑わせる事情は認められないこと等から、本件株式取得に係る手續には公正性が認められる。

(iv)上記(i)乃至(iii)のとおり、本件株式取得には、目的の合理性、取引条件の妥当性及び手続に係る公正性が認められることを踏まえ、当社取締役会における本件株式取得についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本件株式取得に関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社並びに 7HD 及び 7FI から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本件株式取得に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について法的助言を受けております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議が無い旨の意見

当社の取締役のうち、7HD の代表取締役副社長を兼務している後藤克弘氏、及び、当社の監査役のうち、2021 年2月まで 7HD の連結子会社である株式会社セブン-イレブン・ジャパンの取締役専務執行役員を兼務していた酒井良次氏は、公正性担保の観点から、本件株式取得に関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において 7HD 及び 7FI との協議及び交渉にも参加しておりません。

なお、本日開催の当社取締役会において、後藤克弘氏を除く取締役全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本件株式取得を決議しており、また、同本取締役会には、酒井良次氏を除く監査役全員が出席し、出席監査役全員が本件株式取得の決議について異議のない旨の意見を述べております。

(3) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件株式取得が、支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、上記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「② 当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、当社並びに 7HD 及び 7FI から独立性を有し、また、当社の独立社外取締役である伊丹俊彦氏、黒田由貴子氏及び高藤悦弘氏から構成される特別委員会より、2023 年4月5日付で、(a)本件株式取得の目的の合理性、(b)本件株式取得の対価その他の取引条件の妥当性、(c)本件株式取得の手続の公正性はいずれも認められ、(d)当社取締役会による本件株式取得についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を受領しております。当該答申書の概要は、上記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「② 当社における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。

以 上